

鳴門市スポーツ推進計画 (案)

平成27年1月28日

鳴門市教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の趣旨	2
3. スポーツの定義	2
第2章 鳴門市のスポーツの現状	3
1. スポーツライフに関する実態調査結果の主な概要	3
(1) 成人の主な調査結果	3
(2) 青少年の主な調査結果	5
2. スポーツ関連組織	7
3. 施設の概要	9
第3章 計画の基本的な考え方	11
1. 計画の基本理念	11
2. 計画の基本目標	12
3. スポーツ推進の意義	13
4. 計画の位置づけ	14
5. 計画の役割	16
6. 計画の期間	17
第4章 計画の体系	18
第5章 スポーツ推進のための具体的な施策	20
1. 子ども・青少年の体育・スポーツ機会の充実	20
(1) 子ども・青少年のスポーツ活動の推進	21
(2) 学齢期の体育活動機会の充実	22
2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	24
(1) スポーツの参加機会の拡充	26
(2) 高齢者のスポーツ活動の支援	27
(3) 障がい者のスポーツ活動の支援	27
(4) 競技スポーツの支援	28
3. 市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備	29
(1) スポーツ関連組織への支援	30
(2) スポーツ活動における安全の確保	31
(3) スポーツ施設の改修・整備の検討	31

【資料編】

資料 1	鳴門市スポーツ推進計画策定スケジュール・・・・・・・・・・	35
資料 2	諮問・答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
資料 3	鳴門市スポーツ推進審議会委員名簿・・・・・・・・・・	37
資料 4	鳴門市スポーツ推進審議会運営要綱・・・・・・・・・・	38
資料 5	鳴門市スポーツ推進計画の数値目標・・・・・・・・・・	39
資料 6	市内の社会体育施設・学校体育施設一覧・・・・・・・・	41
資料 7	市民のスポーツライフに関する実態調査・・・・・・・・	43
資料 8	パブリックコメントの結果・・・・・・・・・・・・・・・・	58

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

国においては、昭和36年（1961年）に制定したスポーツ振興法に基づき、スポーツ施策を推進し、多くの人々の健康や体力の保持増進、スポーツイベント等における交流を通じた地域の一体感の醸成等の役割を担ってきました。

そうした中、我が国は少子高齢化や情報化の進展、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化が進んだほか、グローバル化に伴い国際的な協力・交流が活発になる一方、国際競争も激化するなど、国を取り巻く社会環境や価値観は急激に変化してきました。

また、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災では、多くの人命が奪われ、日常生活にも大きな被害をもたらしましたが、被災地では、スポーツによる被災者や避難者を元気づける取組等、状況や社会を変えることができるスポーツの持つ大きな力を示すことになりました。

このように、スポーツを巡る状況は大きく変わり、スポーツの価値や社会的役割の重要性が高まってきました。こうした状況を踏まえ、国においてはスポーツの推進のため、平成23年（2011年）6月にスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正し、新たにスポーツ基本法（平成23年法律第78号）を制定しました。そして、この基本法に基づき、スポーツが果たす役割の重要性を踏まえ、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出を目指すために、平成24年（2012年）3月にスポーツ基本計画を定めました。

本市においても、少子高齢化、高度情報化、国際化等の進展に伴う社会的な要因により、年少人口・生産年齢人口の減少や、高齢者人口の増加、地方税収の減少と社会保障費の増加、また、ライフスタイルの変化による地域社会の人間関係の希薄化等の様々な課題が見られるようになりました。

その一方で、昭和39年（1964年）の東京大会以来、56年ぶりに夏季オリンピック・パラリンピック競技大会が平成32年（2020年）に東京で開催されることが決定し、全国的にスポーツに対する機運が高まる中で、今後、市民のスポーツへの興味や関心が深まっていくことが期待されています。

2. 計画の趣旨

スポーツは、身体を動かすという人間が生まれながらにして持つ欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値と、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造等、市民生活において多面に渡る役割を担っています。

現在、本市においては、平成24年（2012年）3月に策定した

「結びあう絆が創る 笑顔と魅力うずまく鳴門」

を将来都市像とする、**第六次鳴門市総合計画**（計画期間 平成24年（2012年）度～平成33年（2021年）度）の政策の一つである「生きがいあふれるまち なる」との実現に向けて、「生涯スポーツの振興」を掲げ、

①スポーツ施設の整備

②スポーツ活動の推進

を基本事業として取り組んでいます。

本市としては、スポーツが社会の大きな変化の中で、市民のニーズに対応し、地域社会の課題解決を図っていくことが期待されていることから、スポーツの価値や社会的役割の重要性に鑑み、これまで以上の取組を進めるため、新たに本市のスポーツ推進に関する基本方針となる「鳴門市スポーツ推進計画」を策定します。

3. スポーツの定義

本計画では、スポーツを「余暇活動として行われるスポーツ、レクリエーション」として幅広く捉えています。これには、オリンピック・パラリンピックや国民体育大会・全国障害者スポーツ大会等の競技種目だけではなく、アウトドアスポーツやマリンスポーツ、ウォーキング、散歩、ラジオ体操等の健康づくりのための運動、なわとび、鬼ごっこ、公園遊具等による子どもの運動遊び、釣り、海水浴、キャンプ等の余暇活動が含まれます。

第2章 鳴門市のスポーツの現状

1. スポーツライフに関する実態調査結果の主な概要

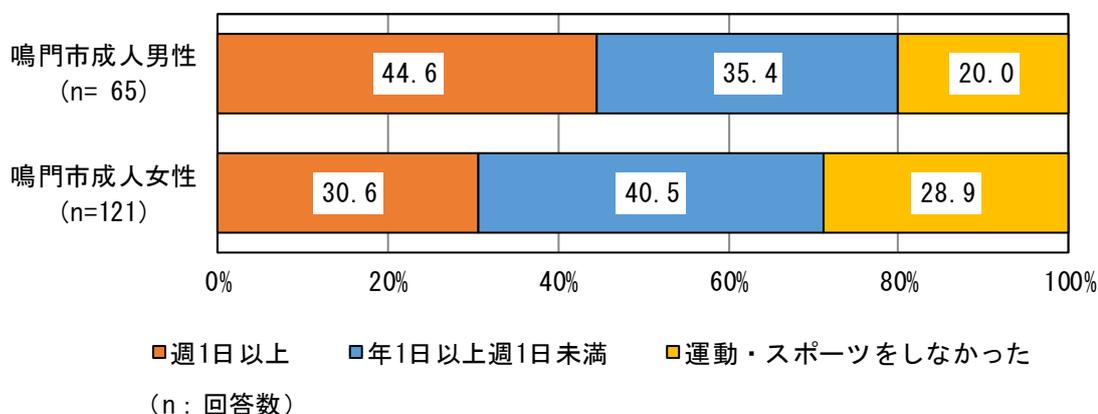
市民のスポーツ実施状況やニーズを把握するとともに、内閣府の世論調査や公益財団法人笹川スポーツ財団（以下「笹川スポーツ財団」という。）の全国調査（以下「全国調査」という。）と比較を行い、本市が実施する施策や事業のあり方を検討するため、市民を対象に平成24年（2012年）12月から平成25年（2013年）1月までの期間にアンケート調査を実施しました。その調査結果から主なものを以下に抜粋しました。

(1) 成人の主な調査結果

① 成人の運動・スポーツの実施頻度

今回、本市の成人男性の運動・スポーツの実施頻度については、「週1日以上」の方が44.6%で、平成21年（2009年）に内閣府が行った「体力・スポーツに関する世論調査」の全国結果とほぼ同様の実施割合でしたが、成人女性については30.6%と、「週1日以上」の定期的な運動・スポーツ実施割合が内閣府の世論調査と比べて低い上に、過去1年間に「運動・スポーツをしなかった」方の割合も28.9%と高くなっています。

◇ 過去1年間の運動・スポーツの実施頻度



(調査結果の詳細は、資料編44ページを参照)

②過去1年間に1回以上行った運動・スポーツ種目

過去1年間に1回以上行った運動・スポーツの種目をみると、成人男性は、一般的に実施割合の高い歩行系（散歩、ウォーキング、ハイキング等）や体操系（軽い体操、筋力トレーニング）の実施が多くなっています。また、成人女性も成人男性と同じような傾向にあり、ともに笹川スポーツ財団の全国調査とほぼ同様の結果となっています。

全国調査に比べて本市で人気（実施割合）の高い種目として、男性では「釣り」、女性では「卓球」があげられます。

◇過去1年間に1回以上行った運動・スポーツ種目

【鳴門市成人男性】

（単位：％）

順位	種目	割合
1	散歩(ぶらぶら歩き)	47.7
2	ウォーキング	33.8
3	釣り	23.1
4	体操(軽い体操、ラジオ体操等)	20.0
5	筋力トレーニング	18.5
6	ジョギング・ランニング	15.4
7	ゴルフ(コース)	13.8
	ゴルフ(練習場)	
9	登山	10.8
	ボウリング	
11	水泳	9.2
	ハイキング	
13	海水浴	7.7
	キャッチボール	
	サイクリング	

【鳴門市成人女性】

（単位：％）

順位	種目	割合
1	散歩(ぶらぶら歩き)	44.6
2	ウォーキング	29.8
3	体操(軽い体操、ラジオ体操等)	23.1
4	ボウリング	11.6
5	水泳	8.3
6	筋力トレーニング	6.6
	卓球	
8	バドミントン	5.8
9	サイクリング	5.0
	ソフトテニス(軟式テニス)	
	なわとび	
12	海水浴	4.1
	釣り	
	登山	
	バレーボール	

（調査結果の詳細は、資料編45ページを参照）

③今後行いたい運動・スポーツ種目

現在行っているものを含めて、今後行いたい運動・スポーツの種目をみると、成人男性、女性ともに歩行系や体操系の実施希望が高く、全国調査とほぼ同様の結果となっています。特に全国調査に比べて本市で実施希望者の多い種目として、男性では「水泳」、女性では「卓球」があげられます。

（調査結果の詳細は、資料編46ページを参照）

(2) 青少年の主な調査結果

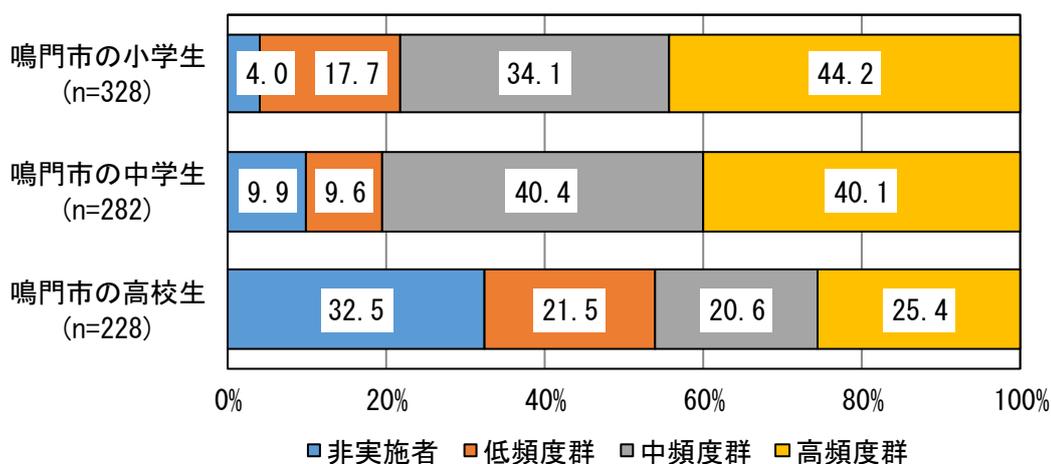
① 過去1年間の運動・スポーツの実施頻度

過去1年間に行った運動・スポーツの実施頻度を、下表の「運動・スポーツ実施頻度群」に分類しました。全国調査と比べると、本市の高校生は、過去1年間に運動・スポーツをしなかった非実施者の割合が高くなっています。本市の小学生、中学生についても、非実施者の割合がやや高いものの、いずれの実施頻度群についても全国調査と同様の傾向がみられます。

◇ 運動・スポーツ実施頻度群

実施頻度群	基準
非実施群	非実施(0回/年)
低頻度群	年1回以上週3回未満(1~155回/年)
中頻度群	週3回以上週7回未満(156~363回/年)
高頻度群	週7回以上(364回以上/年)

◇ 過去1年間の運動・スポーツの実施頻度



(調査結果の詳細は、資料編5 2ページを参照)

②過去1年間に1回以上行った運動・スポーツ種目

過去1年間に1回以上行った運動・スポーツの種目をみると、小学校4～6年生、中学生、高校生いずれも全国調査とほぼ同様の結果となっており、本市で人気（実施割合）の高い種目として、中学生と高校生の「ウォーキング」があげられます。一方、全国の小学校4～6年生では、第3位に「水泳」が入っているものの、本市の小学校4～6年生では、上位10種目には含まれず、実施割合が低いことが分かります。これは市内に屋内温水プール等の施設がないことが影響している可能性もあります。

◇過去1年間に1回以上行った運動・スポーツ種目

【鳴門市の小学校4～6年生】

(単位: %)

順位	種目	割合
1	なわとび(長なわとびを含む)	77.3
	おにごっこ	
3	ドッジボール	73.0
4	ぶらんこ	67.8
5	かくれんぼ	56.4
6	サッカー	54.0
7	鉄棒	50.6
8	自転車あそび	50.3
9	キャッチボール	43.6
10	かけっこ	41.4

【鳴門市の中学生】

(単位: %)

順位	種目	割合
1	ジョギング・ランニング	40.3
2	筋力トレーニング	32.0
3	ウォーキング	29.5
4	なわとび(長なわとびを含む)	28.1
5	バスケットボール	27.7
6	おにごっこ	27.3
7	卓球	24.1
8	サッカー	21.9
9	キャッチボール	19.8
	ドッジボール	

【鳴門市の高校生】

(単位: %)

順位	種目	割合
1	ウォーキング	26.1
2	ジョギング・ランニング	23.4
3	バスケットボール	18.0
	バドミントン	
	筋力トレーニング	
6	サッカー	16.2
7	卓球	14.0
8	野球	11.7
	キャッチボール	
10	バレーボール	10.8
	ボウリング	

(調査結果の詳細は、資料編53ページを参照)

③今後行いたい運動・スポーツ種目

現在行っているものを含めて、今後行いたい運動・スポーツの種目をみると、小学校4～6年生、中学生、高校生いずれもサッカーやバスケットボール、野球の割合が高く、全国調査とほぼ同様の結果となっています。

(調査結果の詳細は、資料編54ページを参照)

2. スポーツ関連組織

本市のスポーツを推進していくために、重要な役割を担うスポーツ関連組織として次の4つの組織があります。

<体育協会>

体育協会は、本市における体育振興や、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的に活動しており、以下の25の加盟団体から構成されています。

【体育協会加盟団体一覧表】

No.	団体名	No.	団体名
1	陸上競技協会	14	サッカー協会
2	水泳協会	15	ソフトテニス協会
3	剣道協会	16	弓道協会
4	柔道協会	17	アーチェリー協会
5	相撲連盟	18	スポーツ少年団
6	バレーボール協会	19	バドミントン協会
7	バスケットボール協会	20	なぎなた連盟
8	軟式野球連盟	21	ラグビーフットボール協会
9	卓球協会	22	空手道協会
10	中学校体育連盟	23	ファミリーバドミントン協会
11	小学校体育連盟	24	ソフトバレーボール連盟
12	体操協会	25	グラウンドゴルフ協会
13	ソフトボール協会		

<スポーツ少年団>

スポーツ少年団は、スポーツによる子どもや青少年の健全育成を目的に活動しており、約2割の小学生が加入しています。

【スポーツ少年団登録一覧表】

(単位: 団、人)

	単位 団数	登録人数		実施種目
		指導者	団員	
平成24年度	37	149	629	サッカー バレーボール
平成25年度	38	139	582	陸上 卓球 野球 ミニバスケット 剣道 少林寺拳法

<総合型地域スポーツクラブ>

総合型地域スポーツクラブとは、地域住民が主体的に運営を行い、住民の誰もが、性別、年齢、障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツクラブのことです。

市内には、一般社団法人NICE（ナイス）とNARUTO総合型スポーツクラブ設立準備委員会（平成27年度より「NARUTO総合型スポーツクラブ」として発足予定）の2組織があります。

<スポーツ推進委員会>

スポーツ推進委員会は、スポーツを推進するためにスポーツ基本法に基づいて任命されるスポーツ推進委員（任期2年の非常勤職員）により構成されています。

本市では、各小学校区及び事務局から推薦された25名のスポーツ推進委員が地域スポーツの担い手として活動しています。

3. 施設の概要

<社会体育施設>

市内には以下の機能を有する社会体育施設がありますが、昭和36年（1964年）建設の鳴門市市民会館や昭和55年（1980年）建設の鳴門勤労者体育センターは、施設の老朽化が進行しています。

【社会体育施設一覧】

No.	設置	施設名	設立	施設内容									
				グラウンド	ア体育 リ育 ー館 ナ・	武 道 場	ル ト レ ー ニ ン グ	庭 球 場	野 球 場	サ ッ カ ー 場	イ多 ベン ト目 的 広 場・	そ の 他	
1	市	市民会館	昭和36年		●								
2		鳴南運動場	昭和48年	●									
3		桑島テニス場	昭和53年					●					
4		鳴門勤労者 体育センター	昭和55年		●								
5		剣道場	昭和55年			●							
6		大谷運動場	昭和57年	●									
7		相撲場	昭和63年										●
8		桑島サッカー場	平成7年								●		
9		体操場	平成8年		●								
10		アーチェリー場	平成8年										●
11		総合運動場	平成10年	●						●	●		
12	県	鳴門・大塚 スポーツパーク	昭和46年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
13		鳴門ウチノ海 総合公園	平成15年					●				●	●

●：施設の有する機能

（調査結果の詳細は、資料編41ページを参照）

<学校体育施設>

市内には小学校が17校（うち休校1校、休校予定2校）、中学校が5校あります。そのうち地域住民を対象に学校施設開放を行っているのは、全ての小学校と第一中学校を除く4つの中学校となっています。

【学校体育施設一覧】

No.	施設名	施設内容			
		体育館	グラウンド	武道場	屋外プール
1	撫養小学校	●	●		△
2	林崎小学校	●	●		△
3	黒崎小学校	●	●		△
4	桑島小学校	●	●		△
5	第一小学校	●	●		△
6	里浦小学校	●	●		△
7	鳴門東小学校	●	●		△
8	鳴門西小学校	●	●		△
9	明神小学校	●	●		△
10	瀬戸小学校	●	●		△
11	島田小学校※ ¹	●	●		△
12	大津西小学校	●	●		△
13	北灘東小学校※ ²	●	●		△
14	北灘西小学校※ ²	●	●		△
15	堀江北小学校	●	●		△
16	堀江南小学校	●	●		△
17	板東小学校	●	●		△
18	第一中学校	△	△	△	△
19	第二中学校	●	●	○	△
20	鳴門中学校	●	●	●	△
21	瀬戸中学校	●	●	○	△
22	大麻中学校	●	●	●	

●：開放施設 ○：開放施設であるが、利用実績なし

△：施設はあるが、開放なし

※1：平成22年度から休校

※2：平成27年度から休校予定

(調査結果の詳細は、資料編42ページを参照)

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

スポーツ基本法は、前文において「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」と、初めてスポーツをすることが国民の権利であると記載しました。

本市においては、この法の理念に基づき、国、県のスポーツ計画等を参考に、市民ニーズを踏まえた計画を策定するとともに、「スポーツうずまくまち なると」を計画の基本理念と位置づけて、市民の皆さんとの協働と、国、県、スポーツ団体をはじめとする関係者との連携によって、その基本理念の実現を図ります。

【基本理念】

スポーツうずまくまち なると

【参考】

スポーツ基本法 （平成23年法律第78号）

（前文）

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

2. 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、今後のスポーツ推進の主要な目標を次のとおり掲げて、具体的な施策を展開します。

【基本目標1】 子ども・青少年の体育・スポーツ機会の充実

スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある子ども・青少年の体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となります。

このため、学校における体育・スポーツ活動や地域のスポーツ活動の支援を行い、様々な種目に触れる機会を確保し、子ども・青少年の健全育成を目指します。

【基本目標2】 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

年齢、性別、障がいの有無等を問わず、生涯にわたりライフステージに応じたスポーツ活動に取り組むことは、人間本来の身体を動かすという生まれながら持つ欲求に応えるとともに、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進等、文化的な生活を営む上で不可欠なものです。

そのため、それぞれのステージに応じたスポーツ活動が行えるように、スポーツ機会の創出、活動の支援等を通じて、生涯スポーツの推進を図ります。

【基本目標3】 市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

市民が、スポーツに親しむことができるスポーツ環境を整備することは、各世代の交流の機会を創出するとともに、地域社会の活性化及び一体感の醸成につながり、地域が抱える人間関係の希薄化等への対応策の一つとして大変重要なものです。

このため、体育協会、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関連組織をはじめとする関係者との連携や市民との協働により、地域のスポーツ環境の整備に取り組みます。

3. スポーツ推進の意義

スポーツは、次代を担う子ども・青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重し協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に資するものです。

また、スポーツは、年齢、性別、障がいの有無等を問わず心身の健康の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等にも重要な役割を果たすものであることから、健康で活力に満ちた社会の実現に不可欠なものであるとともに、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の地域課題の解決に寄与する可能性を有するものです。

一方、スポーツは、トップアスリートが不断の努力により人間の可能性の極限を追求し、競技に取り組む姿は、多くの人々に誇りや喜び、夢や感動をもたらします。また、トップアスリートの活躍は、次世代のスポーツ選手の育成につながり、地域の競技スポーツの発展に寄与するものです。

このように、スポーツが果たす重要な役割に鑑み、スポーツ推進を図ることにより、「スポーツうずまくまち なる」との実現を図ります。

4. 計画の位置づけ

- ①スポーツ基本法第10条に基づき、本市のスポーツ施策を推進していくための基本計画として策定しました。

【参考】

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

（地方スポーツ推進計画）

第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- ②国が平成24年（2012年）3月に策定した「スポーツ基本計画」、徳島県が平成25年（2013年）3月に策定した「スポーツ推進計画」の内容を参酌しながら、本市の実情を踏まえて策定しました。

【参考】

○国：スポーツ基本計画

10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

- ①子どものスポーツ機会の充実
- ②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦スポーツ界の好循環の創出

○徳島県：スポーツ推進計画

5年間を見通した計画の基本理念

県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツを通じて県民の元気を創造する、全国に誇りうる『スポーツ王国とくしまづくり』の実現

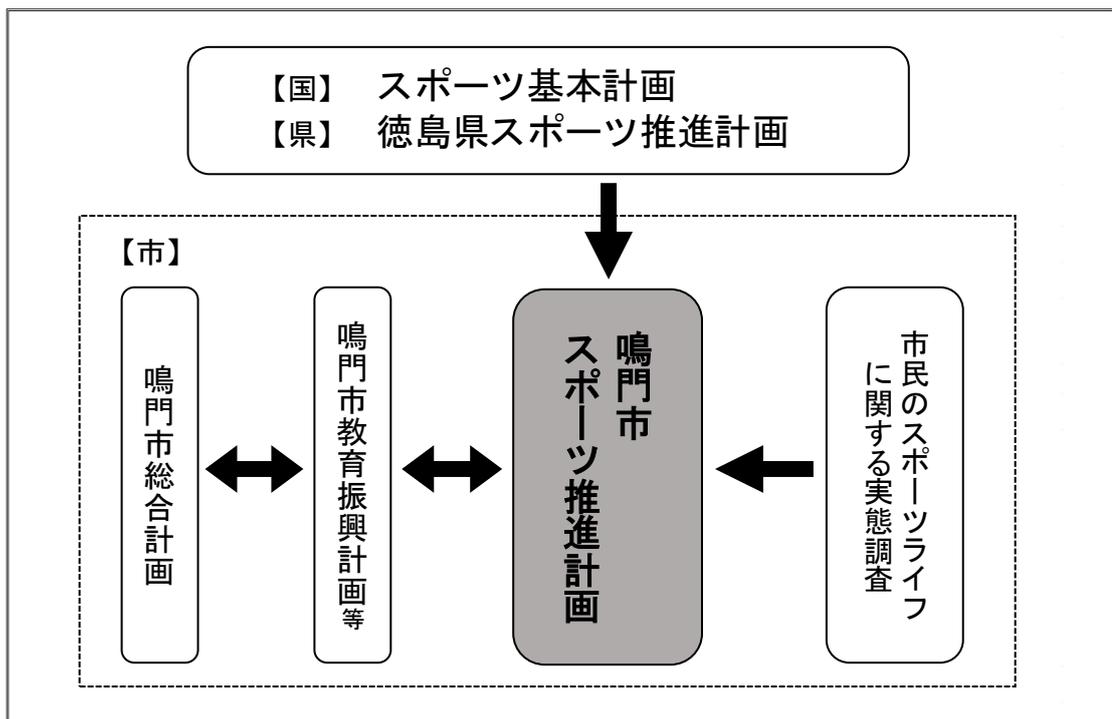
- ③平成24年（2012年）度に策定した「第六次鳴門市総合計画」、平成18年（2006年）度に策定した「鳴門市教育振興計画」等との整合性を図りながら策定しました。

【参考】
 第六次鳴門市総合計画
 将来都市像： 結びあう絆が創る 笑顔と魅力あふれる鳴門
 基本政策： ずっと笑顔で生きがいを感じるまちづくり
 政策： 生きがいあふれるまち なる
 施策： 生涯スポーツの振興

- ④「市民のスポーツライフに関する実態調査」の結果に基づき、市民のスポーツに対するニーズを踏まえて策定しました。

【参考】
 市民のスポーツライフに関する実態調査
 ○調査対象
 鳴門市に在住する20歳代から70歳代の各年代100名（計600名）
 市内公立校に在籍する小学校4年生から高校3年生の児童生徒900名
 ○調査時期
 平成24年（2012年）12月～平成25年（2013年）1月
 （調査結果の詳細は、資料編43～57ページを参照）

【計画の位置づけのイメージ図】



5. 計画の役割

- ①市民に対して、計画の基本理念、基本目標等を明示することでスポーツへの関心を高め、スポーツ活動へ積極的な参加を促進するとともに、スポーツを通じてすべての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を協働して目指す計画とします。

- ②体育・スポーツ関係団体に対して、計画の基本理念、基本目標等を明示することで本市のスポーツ施策に対する理解を深めてもらい、スポーツの推進のための主体的な取組や行政との連携を通じて、市民の心身の健康の保持増進等に努めることを目指す計画とします。

- ③国や県に対して、計画の基本理念、基本目標等を明示することで、本市のスポーツ施策に対する理解や事業の推進に対して積極的な支援を求める計画とします。

6. 計画の期間

平成27年（2015年）度から平成36年（2024年）度までの10年計画とし、平成32年（2020年）度までの6年間を前期計画期間、平成33年（2021年）度からの4年間を後期計画期間とします。

また、前期計画の期間中の平成29年度に、計画の進捗状況やスポーツをめぐる環境を踏まえて、計画の検証を行います。

さらに、毎年度、計画の進捗状況を把握し、その結果に基づいて効率的かつ弾力的に計画の推進を図ります。

【スポーツ推進計画】

平成 27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)	36年度 (2024)
前期計画期間 6年						後期計画期間 4年			
		(検証)			(見直し)				
				●ラグビーワールドカップ	●東京オリンピック・パラリンピック	●ワールドマスターズゲームズ	●全国高等学校総合体育大会	●全国中学校体育大会	

【参考 鳴門市スポーツ推進計画に関連する本市の主な計画】

平成 27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)	36年度 (2024)
前期 5年		〈総合計画〉 後期基本計画期間 5年							
〈スーパー改革プラン〉 計画期間 6年									
〈教育振興計画〉 計画期間 10年									

→ 推進中の計画

→ 策定中の計画

第4章 計画の体系

<基本理念>

スポーツうずまくまち になると

<基本目標>

1. 子ども・青少年の体育・スポーツ機会の充実

<施策>

(1) 子ども・青少年のスポーツ活動の推進

<個別施策>

- ①スポーツ活動機会の充実
- ②スポーツ少年団の活動支援
- ③スポーツ大会等の開催（子ども・青少年）
- ④スポーツボランティアとの連携

(2) 学齢期の体育活動機会の充実

- ①小中学生の体育活動への支援
- ②四国大会及び全国大会等出場支援
- ③スポーツ指導者の活用
- ④顕彰制度の推進（子ども・青少年）

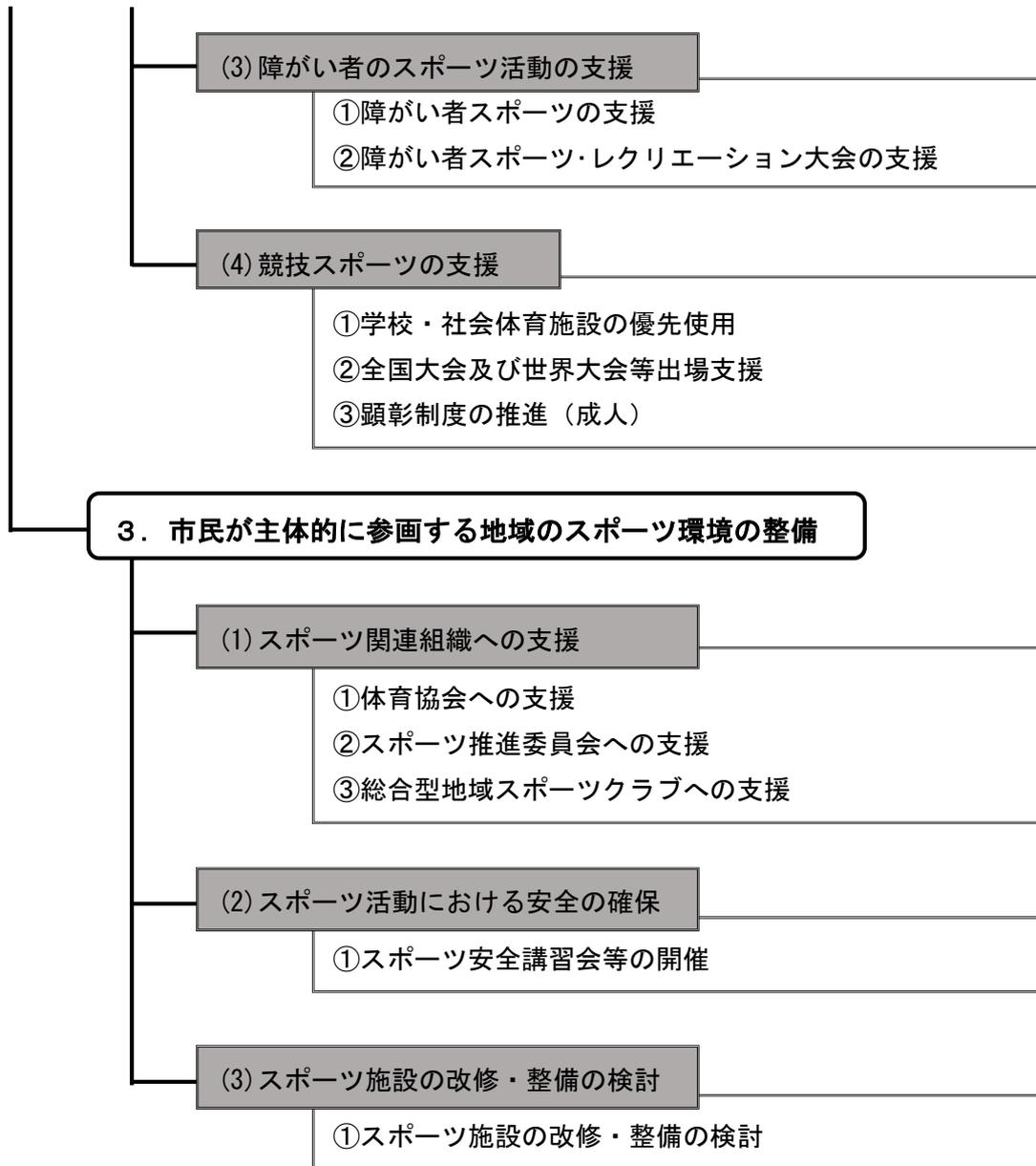
2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(1) スポーツの参加機会の拡充

- ①日常的にスポーツに参加することができる機会の提供
- ②スポーツ大会等の開催（成人）
- ③学校体育施設の活用
- ④スポーツボランティアの拡充
- ⑤観るスポーツの機会の創出
- ⑥スポーツ情報の発信

(2) 高齢者のスポーツ活動の支援

- ①介護予防事業との連携
- ②高齢者スポーツの支援



第5章 スポーツ推進のための具体的な施策

1. 子ども・青少年の体育・スポーツ機会の充実

<現状と課題>

- ・ 幼児期から遊びを中心とする身体活動を行うことは、多様な動きや生涯にわたるスポーツ習慣を身に付けることにつながり、豊かな人生を送るため必要となります。
そのため、保育所（園）や幼稚園、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関連組織と連携した取組を進めることが求められています。
- ・ 本市と笹川スポーツ財団が共同で実施した「青少年のスポーツライフに関する実態調査」によると、「過去1年間の運動・スポーツの非実施者」の割合が、小学生は4.0%、中学生は9.9%となっており、全国の調査結果（小学生3.5%、中学生8.6%）と比較しても、やや高くなっています。
- ・ 少子高齢化の影響により、スポーツ少年団の加入者の減少やスポーツ指導者の確保が課題となっており、子どもたちのスポーツ機会の減少や学校単位での少年団活動が難しくなることが懸念されています。
そこで、団員や指導者等を確保し、将来にわたって少年団活動が行うことができる環境を整備するため、単位団同士の合併や総合型地域スポーツクラブとの連携等について検討が必要となります。
- ・ 小学校体育連盟や中学校体育連盟が、学校教育の一環として行う体育行事、運動部活動等は、全国的に運動・スポーツをする青少年とそうでない青少年の二極化が進み、運動習慣が身につけていない青少年が増加しつつある中で、活動の重要性が高まっています。
- ・ 競技力の向上を図るために、四国大会や全国大会等に出場する選手を支援したり、優秀な成績を残した選手を表彰したりすることが必要となります。

<基本方針>

幼児期からからスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや意義・価値を実感することができる機会を創出し、子どもたちの生涯にわたるスポーツの取り組みにつなげるとともに、学校における体育活動やスポーツ活動への継続的な支援を行い、スポーツ機会の充実を図ります。

<目 標>

- ① 健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在に留意しつつ、「過去1年間の運動・スポーツの非実施者の割合」がゼロに近づくことを目指します。

平成24年度		→	平成32年度	
小学生	4.0%		0%	
中学生	9.9%		〃	

- ② 全国体力・運動能力調査における「小学校5年生、中学校2年生の体力合計点」について、引き続き全国平均以上を目指します。

平成25年度		→	平成32年度	
小5男子	53.92		全国平均点以上 を維持する	
小5女子	56.27			
中2男子	44.25			
中2女子	53.70			

<個別施策>

(1) 子ども・青少年のスポーツ機会の充実

① スポーツ活動機会の充実

運動遊びなどを通して子どもの心身の成長を促し、将来、豊かな人生を送るため、保育所（園）や幼稚園をはじめ、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、地元プロスポーツチーム（徳島ヴォルティス、徳島インディゴソックス）等のスポーツ関連組織と連携し、幼児期からスポーツに触れる機会を創出します。

② スポーツ少年団の活動支援

スポーツ少年団の活動支援として、市民にスポーツ少年団活動を広くPRし、活動に対する理解を深めることにより、団員・指導者等の増加や少年団活動の支援につながります。

また、全国大会へ出場する選手の旅費等を負担し、経費軽減を図ります。

さらに、練習や大会等の際に使用する学校体育施設や本市の社会体育施設について、優先的な使用ができるように配慮し、継続的にスポーツ少年団活動に取り組むことができるよう、活動の支援に努めます。

③ スポーツ大会等の開催（子ども・青少年）

鳴門クロスカントリー大会やスポーツ少年団を対象とした駅伝競走大会を開催し、子ども・青少年の競技力や体力向上を図ります。

また、体育協会加盟団体やその他のスポーツ団体が開催し、子ども・青少年が参加す

る大会（サッカーフェスティバルや徳島駅伝等）の支援を行い、スポーツ活動機会の充実に努めます。

【参加者数】

（単位：人、団）

	鳴門クロスカントリー大会			スポーツ少年団 駅伝競走大会	
	小学生	中学生	高校生	単位団	小学生
平成23年度	357	34	33	15	194
平成24年度	303	54	43	18	231
平成25年度	266	22	52	16	179
平成26年度				13	186

④スポーツボランティアとの連携 【拡 充】

スポーツ少年団や体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員等と連携し、日常的なスポーツ指導や大会運営等、スポーツを支えるボランティアスタッフを発掘・育成し、子ども・青少年のスポーツ活動の充実に努めます。

(2) 学齢期の体育活動機会の充実

①小中学生の体育活動への支援

小中学生の体力の増進や競技力の向上等を図り、また、スポーツへの興味・関心を喚起するため、小学校体育連盟及び中学校体育連盟が実施する体育活動を支援します。

②四国大会及び全国大会等出場支援

中学生の競技力向上を図るため、四国大会及び全国大会等に出場する選手の旅費等の経費を負担し、大会出場を支援します。

③スポーツ指導者の活用 【拡 充】

小学校・中学校の体育の授業や部活動等において、専門的な知識及び技術に基づき、安全で円滑な指導が行われるよう、体育協会、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、地域のスポーツ指導者の学校教育現場での活用を図ります。

また、専門性を有するスポーツ指導者を育成するとともに、体罰のない安心してスポーツに取り組むことができる指導体制の充実に努めます。

※【拡 充】：特に重点的に取り組む個別施策に付記しています。

④顕彰制度の推進（子ども・青少年）

県記録の樹立や四国大会、全国大会等で優秀な成績を残した小中高校生について、鳴門市教育委員会表彰、鳴門市体育協会表彰、鳴門市スポーツ少年団表彰等の機会において表彰し、スポーツに対する意欲を高めます。

【表彰者数】

（単位：人）

	鳴門市教育委員会表彰		鳴門市体育協会表彰 （優秀者・奨励者）			鳴門市スポーツ少年団表彰
	小学生	中学生	小学生	中学生	高校生	小学生
平成23年度	3	2	48	3	18	32
平成24年度	7	—	46	1	14	2
平成25年度	2	4	28	6	14	4
平成26年度			3	5	1	2

2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

<現状と課題>

- ・本市と笹川スポーツ財団が共同で実施した「市民のスポーツライフに関する実態調査」の結果によると、「週1日以上の実施割合」が、本市の成人男性は、44.6%、成人女性は、30.6%となっており、男性・女性ともに、国の目標値に近づけるためには、市民のスポーツニーズに対応した施策が必要となります。

【参考】

国のスポーツ基本計画の目標値

- 成人の週1回以上の実施頻度 65%程度
- 成人の週3回以上の実施頻度 30%程度

- ・「今後行いたい運動・スポーツ種目」について見ると、成人男性は「水泳」、成人女性は「ヨーガ」や「卓球」の実施希望者が多くなっていることから、特に、女性のスポーツ実施の割合を高めるためにも、ニーズに対応した取組が必要となります。

- ・内閣府の世論調査によると、「世代別の運動・スポーツを行わなかった理由」としては、「仕事（家事・育児）が忙しくて時間がない」が20歳代～60歳代で最も多く挙げられ、70歳以上では「体が弱いから」、「年をとったから」等の理由が大きな割合を占めており、運動・スポーツを行う際の阻害要因は世代によって異なります。

そのため、各世代の市民が年齢、性別、障がいの有無等を問わずスポーツ活動に取り組むことができる環境の整備が求められています。

- ・「学校体育施設の開放」について見ると、成人男性・女性ともに6割の市民が「開放を知らない」と回答しており、より多くの方に周知することが重要であり、また、新たな社会体育施設の整備が大きな課題となる中で、学校体育施設を効率的に活用する必要があります。

その一方で、学校体育施設の開放に伴う光熱水費や施設使用料等の受益者負担、また、学校体育施設の管理運営等の課題もあることから、教育委員会・学校・地域社会が共同して、適切な管理運営体制を構築していくことが求められています。

- ・スポーツボランティアは、地域のスポーツクラブ等の日常的な運営や指導を支えたり、地域のスポーツ大会等の運営を支えるなどしており、スポーツ推進のために一層の活躍が期待されています。

また、「スポーツボランティアの実施状況と実施希望」について見ると、成人男性の「実施割合」は、12.3%、「希望割合」は、20.3%、また、成人女性の「実施割合」は6.6%、「希望割合」は14.2%となっており、笹川スポーツ財団の全国調査の結果より高

く、スポーツを支えるニーズがあることから、スポーツ推進のため、スポーツボランティアの活動を促進することが望まれています。

- ・ 急速に高齢化が進行し、市民の4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎える中で、介護予防の一環としてスポーツを活用した健康づくりや体力づくりを進めることが重要となります。

そのため、鳴門市チャレンジデー等のスポーツイベントをきっかけとして、イベント終了後の高齢者のスポーツ習慣に繋げるとともに、健康で自立した生活を送ることができるような取組が求められています。

- ・ スポーツ基本法の規定において、スポーツは、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類や程度に応じ必要な配慮をしつつ推進することが求められています。

<基本方針>

生涯スポーツ社会の実現を図っていくため、全ての市民が「その自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会」の確保を図ります。

また、本市においては、法の趣旨や基本計画を踏まえて、国の示す目標値を目指すためにも、各世代のスポーツにおける現状とニーズを把握するとともに、それに応えた施策を検討し、スポーツ活動の向上に向けた取組を進めます。

<目 標>

- ① 「成人の週1回以上の実施割合」として65%程度（国の目標値）を目指します。

平成24年度	→	平成32年度
35.5%		65.0%

- ② 「鳴門市チャレンジデーへの参加率」60%を目指します。

平成26年度	→	平成32年度
54.9%		60.0%

- ③ スポーツボランティア※の実施率の増加を目指します。

平成24年度	→	平成32年度
8.6%		16.0%

※ ここでのスポーツボランティアとは、日常的な活動及びスポーツイベント等の指導・審判や団体・クラブの世話などのことをいいます。

<個別施策>

(1) スポーツの参加機会の拡充

① 日常的にスポーツに参加することができる機会の提供 【拡 充】

成人の世代が日常的にスポーツに参加することができるように、体育協会加盟団体及び総合型地域スポーツクラブと連携することで、市民のスポーツニーズに対応した多様なスポーツの場（カローリングをはじめとするニュースポーツ、女性に人気の高いヨガ等）を提供し、スポーツの参加機会の拡充を図ります。

② スポーツ大会等の開催（成人） 【拡 充】

スポーツへの興味や関心を高めたり、スポーツをするきっかけ等として、子どもから高齢者までの幅広い世代を対象とした、鳴門クロスカントリー大会や世界的なスポーツイベントであるチャレンジデー等を開催します。

【参加者数】

（単位：人）

	鳴門クロス カントリー大会	鳴門市チャレンジデー		
	参加者数（小中高 高校生除く）	参加者数	イベント数	参加率
平成23年度	150	35,176	25	56.3%
平成24年度	108	38,212	37	61.7%
平成25年度	83	22,845	39	36.9%
平成26年度		33,681	33	54.9%

③ 学校体育施設の活用 【拡 充】

社会体育施設の不足を補うため、小中学校の学校体育施設を開放し、市民に身近なスポーツの場を提供するとともに、利用者のニーズに応じた施設の改修等も検討します。

学校体育施設開放の管理運営等については、学校と地域が施設を共同利用するという視点から、教育委員会・学校・地域社会が運営委員会等を組織して、学校の負担に配慮しながら管理運営する手法を検討します。

また、学校体育施設の安全かつ継続的な使用及び適切な管理運営を行うためのルールづくり並びに光熱水費、施設使用料等の受益者負担について検討します。

④ スポーツボランティアの拡充 【拡 充】

地域スポーツを推進するため、体育協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等と連携し、スポーツの指導や大会の運営、スポーツ団体の運営等に関わるスポーツボランティアの拡充に努めます。

また、新たなボランティアの確保にあたっては、子育ての負担が軽くなる年代の女性

や、定年退職した高齢者に積極的に働きかけ、スポーツボランティアへの参画を促進します。

⑤観るスポーツの機会の創出

トップレベルの競技者の高度なパフォーマンスを直接観戦することは、スポーツに参加するきっかけやスポーツに打ち込む意欲を高めることから、地元にあるプロスポーツチーム（徳島ヴォルティス、徳島インディゴソックス）と連携し、市民のスポーツ観戦を促進します。

⑥スポーツ情報の発信 【拡 充】

いつ、どこで、どのようなスポーツが市内で開催されているのか、市広報紙や市公式ウェブサイト、マスコミ等を活用して効果的に情報発信することで、より多くの市民にスポーツに関する情報を伝え、スポーツに参加することを促進します。

(2) 高齢者のスポーツ活動の支援

①介護予防事業との連携

介護予防には、日頃の体力・健康づくりが重要であることから、鳴門市チャレンジ一等のスポーツイベントを通じて高齢者の健康意識を高め、スポーツに取り組む習慣化に繋げるとともに、高齢者を対象とした介護予防教室が定期的に行われるように施設を確保し、関係課や総合型地域スポーツクラブ等と連携しながら開催し、健康増進等を図ります。

②高齢者スポーツの支援 【拡 充】

急速に高齢化が進行し、市民の4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎える中で、スポーツを活用した健康づくりを進める必要があるため、これまでスポーツをする機会が少なかった高齢者が、気軽に始めることができる多様なスポーツの場の拡充を図ります。

(3) 障がい者のスポーツ活動の支援

①障がい者スポーツの支援 【拡 充】

障がいのある人が、障がいの種類や程度に応じてスポーツを楽しめるよう、体育協会や総合型地域スポーツクラブ等と連携しながら、参加機会の拡充に努めます。

また、障がい者がより気軽にスポーツ活動に参加できるように、スポーツ施設の整備・改善に努めます。

②障がい者スポーツ・レクリエーション大会の支援

障がい者の健康増進や社会参加等を図るため、関係課・団体と連携しながら、障がい者の特性に配慮したスポーツ・レクリエーション大会を開催します。

(4)競技スポーツの支援

①学校・社会体育施設の優先使用

地域スポーツの推進を目的とする体育協会や総合型地域スポーツクラブ等の日々の活動を支援し、スポーツの裾野を拡大することが競技力の向上につながることから、練習や大会等が継続的に行えるように施設の優先使用に配慮します。

②全国大会及び世界大会等出場支援

競技力の向上を図るため、全国大会及び世界大会等に出場する選手の旅費等の経費を負担し、大会出場を支援します。

【支援者数】

(単位:人)

	全国大会		世界大会	
	国民体育大会	その他	オリンピック	その他の国際大会
平成23年度	19	30	—	2
平成24年度	19	16	1	1
平成25年度	23	8	—	1

③顕彰制度の推進（成人）

全国大会や世界大会等で優秀な成績を残した選手等について、鳴門市教育委員会表彰、鳴門市体育協会表彰等の機会において表彰し、選手等のスポーツに対する意欲を高めます。

【表彰者数】

(単位:人)

	鳴門市体育協会表彰			
	功労者表彰	優秀者表彰	奨励者表彰	優秀者特別表彰
平成23年度	5	15	2	—
平成24年度	4	10	6	3
平成25年度	4	22	1	—
平成26年度	7	18	1	—

3. 市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

<現状と課題>

- ・ 市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備する上で、体育協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員会等のスポーツ関連組織と連携し、取組を進めることが必要となります。
- ・ 体育協会は、本市における体育の振興や市民の心身の健全な発達を目的としていますが、これまでは、主に加盟団体に対する活動支援となっていたことから、すべての市民を対象としたスポーツ活動が求められています。
- ・ スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき委嘱しており、実技指導やスポーツ事業の運営については実施されているものの、地域住民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネート（調整や企画）については、より積極的な取組が求められていることから、資質向上を図ることが必要となります。
- ・ 「市民のスポーツライフに関する実態調査」において、総合型地域スポーツクラブの市民の認知状況を調べたところ、「よく知っている」・「知っている」の合計については、男性が9.7%、女性が15.2%と低くなっています。
- ・ スポーツ活動における安全の確保は、日常的にスポーツに親しむために不可欠であることから、指導者やスポーツボランティアが必要な知識・技術を習得することが必要となります。
- ・ 社会体育施設は、「今後行いたい運動・スポーツ種目」として、実施希望者の多い「水泳」や「ヨーガ」などに対応できる施設が未整備であり、また、既存施設についても、整備後相当な期間が経過した施設もあるなど、老朽化が進行しております。
そこで、将来的な市民のスポーツの場を確保するため、スポーツニーズに応えるような施設の整備等について検討することが望まれています。

<基本方針>

地域のスポーツの担い手である、体育協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員会等のスポーツ関連組織と連携することにより、各世代の交流の機会を創出、地域の一体感や活力の醸成を図るため、市民が主体的に参画できる地域のスポーツ環境の整備に向けた取組を進めます。

<目 標>

- ① 「総合型地域スポーツクラブの利用者数（延べ人数）」を増やします。

平成25年度	→	平成32年度
15,633人		30,000人

- ② 「総合型地域スポーツクラブの認知度」を高めます。

平成24年度	→	平成32年度
13.2%		30.0%

- ③ 市及び市スポーツ関連組織が開催する、スポーツ活動中の安全確保を図るための講習会等への指導者や競技者等の参加者数（延べ人数）を増やします。

平成26年度	→	平成32年度
12人		200人

<個別施策>

(1) スポーツ関連組織への支援

- ① 体育協会への支援 【拡 充】

体育協会の目的である市民の心身の健康保持増進を図るため、体育協会と連携して、市民の主体的なスポーツ活動を促進します。

また、体育協会への財政支援については、支援目的を明確にすることで、加盟団体の普及活動や競技力向上の取組の促進を図ります。

- ② スポーツ推進委員会への支援 【拡 充】

四国及び全国の研修会等へスポーツ推進委員を派遣し、専門的な知識や技術の習得を支援します。

また、総合型地域スポーツクラブの創設や運営への参画、スポーツ活動全般にわたるコーディネート（調整や企画）等を促し、スポーツ推進委員の育成と活動の場の充実に努めます。

- ③ 総合型地域スポーツクラブへの支援 【拡 充】

総合型地域スポーツクラブの活性化のため、定期的にスポーツプログラムが実施できるよう、施設の優先的な使用に配慮し、誰もが気軽にスポーツを実施できる環境の整備に努めます。

また、市広報紙や市公式ウェブサイト等を活用し、総合型地域スポーツクラブの認知

度向上を図るとともに、また、クラブの持続的な運営が可能となるよう、支援のあり方について検討します。

(2) スポーツ活動における安全の確保

① スポーツ安全講習会等の開催 【拡 充】

スポーツ活動中の安全確保を図るため、指導者・審判等のスポーツ関係者を対象に、専門家を招いた熱中症対策やスポーツ事故対策、AED[※]の使用などに関する講習会等を開催し、不測の事態に備えます。

※ AED（自動体外式除細動器）とは、突然の心肺停止に際して、電気ショックを与えて心臓を再び動かすための機器のことです。

(3) スポーツ施設の改修・整備の検討

① スポーツ施設の改修・整備の検討

年齢・性別・障がいの有無等を問わずに、安全で、安心してスポーツに取り組むことができるよう、老朽化した既存施設の改修について検討します。

また、既存施設の現状を踏まえて、市民のスポーツの場が将来にわたって確保され、多様なスポーツニーズに応えられるよう、屋内温水プール等を設置した複合施設をはじめとする新たなスポーツ施設の整備について検討します。

【 資 料 編 】

- 資料 1 鳴門市スポーツ推進計画策定スケジュール
- 資料 2 諮問・答申
- 資料 3 鳴門市スポーツ推進審議会委員名簿
- 資料 4 鳴門市スポーツ推進審議会運営要綱
- 資料 5 鳴門市スポーツ推進計画の数値目標
- 資料 6 市内の社会体育施設・学校体育施設一覧
- 資料 7 市民のスポーツライフに関する実態調査
- 資料 8 パブリックコメントの結果